

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4370  
23年8月1日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

# 受託者にも配慮が必要だ

おはようございます。今日から8月に入りました。お中元ゆうパック繁忙もピークを過ぎ、取扱個数に関しては落ち着いてきたようです。ただ配達に関しては新たな問題がおきました。

第三集配営業部(以下、3集配)を受託エリアとするゆうパックの受託会社で社員が退職。後補充ができないとのこと。8月1日より当面の間、一部を長中局で肩代わりすることになりました。

3集配では正常な業務運行確保(ゆうパック配達)の為に、社員の休暇変更や廃休で対応するなどしています。次の勤務指定期間を含め8月は、10回ほど肩代わりの予定です。

今回の受託者退職の件は、6月の時点で分かっていたことです。支部にも長中局から、受託会社

に配達に支障がないように要員確保を求めていると説明があつていました。しかし社員の休暇変更や廃休対応で、とは聞いてなかつたです。新型コロナウイルス罹患のほか、熱中症で体調を壊す社員も後を絶たない中、現場では要員確保に苦労しています。結果的に6月から分かつていながら問題を放置し、社員の頑張りで乗り切ろうとする。配達が一過酷なこの時期に廃休対応!!



さて今回、受託者がお中元ゆうパック繁忙期のこの時期に、離職を決めたというのでは何を示しているのでしょうか。この先、この仕事では生活できないと思つた表れではないでしょうか？

受託契約では、受託会社が日本郵便とゆうパック

ク一個当たりの単価と配達エリアを契約。その単価内(一部を経費として中抜き後)で所属の受託者に仕事を振り分ける形となります。受託者は一般的に自家用車で配達し、ガソリン代は自分持ちです。局から遠いエリアになるほどガソリン代がかかり、経費も高くなります。

日本郵便は下請け企業との委託契約の価格転嫁に後ろ向きな企業と実名で報道されました。その後、今年6月に委託先に支払う運賃を平均5%値上げしたと発表しました。

しかし、下請け企業と請負契約を結んでいる受託者は運賃が値上げされないケースもあり、生活が困窮しています。配達個数は受託エリアでまちまちで、繁忙期以外では100個も配達できないエリアもあります。ガソリン代(経費)や拘束時間(朝は7時前後から夜は9時近くまで)を考えると、1時間あたりでは最低賃金を下回るかもしれません。

今回離職した受託者は受託エリア中で、長中局

から一番遠いエリアを配達してしまつた。ガソリン代も多くかかり、拘束時間も長かつたに違いありません。



また会社は下請け企業と委託契約を結ぶにあたり、誤配やたばこ臭クレームなどの違約金契約も結んでいます。噂では違約金は万円単位だと聞いています。この違約金も下請け企業や請負契約を結ぶ配達員のネックになっていると聞きます。

受託者1人が受け持つエリアを社員対応となると、集配営業部では最低でも2人(日勤、夜勤)配置が必要となります。人件費を考えると委託契約を結んだほうが間違いない安上がりです。

しかし3集配だけでなく長中局全体で見ても、受託エリアは広がるどころか下請け業者の撤退や受託者の離職で逆に狭くなり、社員対応が広がってきています。

このことは委託契約の価格転嫁が不十分で、魅力のある契約でないことを示しています。受託者が生活できる賃金(配達個数)を確保するために受託エリアを拡大する。通常期は集配部への巻き取りを中止するなど、長中局も対応が必要だと考えます。逆に繁忙期などは、社員が配達応援を行うなど協力体制を確立することが、下請け業者撤退を防ぐ最善策だと考えます。

ヤマト運輸との協業も発表され、今後益々人手が必要になります。受託者の離職を防ぐ為にも、受託者に配慮した業務運行も必要かもしれません。

## 8月のスケジュール

- 8月5日・6日 広島平和行動
- 8月7日・8日 ピースサイクル長崎ルート、(佐賀↓長崎)
- 8月8日 第24回平和を考える 長崎集会
- 8月9日 原爆忌 各種平和行動
- 8月7日～9日 原水禁長崎大会

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。ゆびが、均等待遇、なげんご差別。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ!!